

第2次宇治市図書館事業計画

(最終案)

2022（令和4）年3月
宇治市教育委員会

宇治市図書館基本的運営方針

1 読む楽しさ、学ぶ喜びを創出する図書館

市民の知的好奇心を満たし、生涯に渡る学習を支えるため、幅広い分野の資料の収集を行うとともに、多様な学習機会を提供し、一人ひとりが主体的に考え、生きる力を身に付け、その成果を社会に活かす人を育てます。

2 情報の拠点として地域を支える図書館

市民が日常生活や地域活動の中で必要となる資料やデジタル情報を収集し提供します。また、レファレンスや課題解決支援サービスの実施により、市民に役立つ地域の情報拠点としての役割を果たします。さらに、市民が必要な情報にアクセスし、得た情報を活用する知識・技術を身に付けられるよう支援します。

3 地域文化を未来につなぐ図書館

「ふるさと宇治」に関する歴史・文化・郷土資料や産業・行政等に関する地域資料を収集・保存する役割を果たし、これらの多様で貴重な地域資料を次世代に引き継ぎます。

4 誰もが利用しやすい図書館

市民の誰もが気軽に図書館サービスを利用できるよう、利便性の向上を図ります。

あらゆる機会を通じて図書館サービスを発信して利用促進を図るとともに、何度も訪れたいくなるような魅力ある図書館運営に努めます。

5 人とともに成長する図書館

多様で質の高いサービスを提供していくため、専門性の高い人材を育成します。

本計画が確実に実行されるよう自ら定期的に点検・評価を行うとともに、効果的にサービスを提供し、常に改善することにより成長する図書館を目指します。

宇治市図書館の沿革

昭和 40 年 10 月	市民会館図書室開室
41 年 8 月	図書の貸出開始（グループ登録による貸出）
43 年 5 月	児童書コーナー設置
44 年 10 月	移動図書館「そよかぜ号」巡回開始
52 年 9 月	地域・家庭文庫への団体貸出開始
53 年 8 月	「宇治市民図書室」に名称変更 （機構改革により教育委員会に移管）
59 年 11 月	宇治市中央図書館開館
61 年 6 月	視覚障害者サービスを開始 （対面朗読、点字・テープ図書貸出、声の図書館だより）
62 年 7 月	行政資料コーナー開設
平成 2 年 11 月	「外国絵本コーナー」開設
4 年 11 月	宇治市東宇治図書館開館
9 年 6 月	宇治市西宇治図書館開館
13 年 10 月	京都府総合目録ネットワーク参加
14 年 6 月	宇治市図書館ホームページ開設 インターネット予約開始
15 年 3 月	移動図書館「そよかぜ号」廃止
4 月	予約図書配本サービス開始 祝日開館開始
19 年 4 月	学校図書館と市立図書館連絡会の設置
5 月	学校等団体貸出開始
21 年 9 月	電子メールによる予約連絡サービス開始
24 年 4 月	宇治市図書館と京都文教大学図書館・京都文教短期大学 図書館との連携協力の開始
27 年 10 月	ティーンズコーナー開設
28 年 4 月	京都市との図書館相互利用開始 CD・DVD 収集貸出本格実施
29 年 4 月	中央図書館の平日開館時間延長開始
30 年 3 月	宇治市図書館事業計画策定
令和 3 年 1 月	館外返却ポストの設置
2 月	図書除菌機の設置
3 月	電子図書館サービスの開始

目 次

1 計画策定の趣旨	1 頁
2 計画の位置付け	2 頁
3 計画期間	2 頁
4 宇治市図書館を取り巻く状況	3 頁
5 宇治市図書館事業計画の取組状況	5 頁
6 施策体系図	9 頁
7 基本施策と具体的な取組	11 頁
8 取組の指標	22 頁
資料編	23 頁

1 計画策定の趣旨

本市図書館は、2018(平成30)年3月に策定した「宇治市図書館事業計画」に基づき、知の拠点、情報の拠点として基本的な図書館サービスの充実や効果的で安定的な図書館運営を行うための取組を進めてきました。

この間、図書館をとりまく社会環境は、人口減少や少子高齢化の進行、ICTやAIの急速な進化、ダイバーシティ(※1)の考え方の進展、度重なる大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大など、大きく変化を続けています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、全国で多くの図書館が長期にわたり臨時休館を余儀なくされるなど、従来の図書館運営を見直すきっかけとなりました。

また、未来に目を向けると「VUCA」(不安定、不確実、複雑、曖昧)が急速に進展する世界において、SDGs(※2)に掲げられた17の目標やSociety5.0(※3)を実現するためには、一人ひとりが自ら情報を収集し、自立的な判断や意思決定をするための幅広い知識と専門的な知識を身につける必要があります。また、そのためには、デジタル情報やデータを十分に活用する力が求められています。

こうした社会の変化や利用者ニーズに応えるため、次の5つを見直しのポイントとしました。

1 非来館型サービスの充実

本市の図書館サービスは、来館と滞在を前提としてきたため、感染症による臨時休館に際し、十分な図書館サービスを提供することが出来ませんでした。その反省を踏まえ、オンラインサービスや非来館型サービスの充実を図ります。

2 図書館のICT化

スマートフォン等の情報通信機器の急速な普及により、紙媒体だけではなくデジタル媒体を活用した知識や情報の収集や活用が必要となっています。こうした状況を踏まえ、ICT環境の整備と情報格差を解消する取組を進めます。

3 安心・安全な図書館づくり

ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、感染症に配慮した安心して利用できる環境整備と、非常時においても、継続して提供できる図書館サービスの充実を図ります。

4 障害者サービスの充実

障害者差別解消法や読書バリアフリー法に基づき、視覚障害者だけではなく様々な障害のある人へのサービスの充実を図ります。

5 図書館利用の促進

図書館の実質利用者は市民の約1割にとどまっており、地理的、時間的な制約により来館したくても出来ない人や、図書館や読書を好まない人が多くあります。これら図書館を利用していない人に対しての取組を進めます。

以上の方向性と、地域性や図書館の特性、利用者ニーズ等を踏まえ、生涯学習審議会等における意見を参考としながら、短期的な目標と施策を体系的に示す第2次宇治市図書館事業計画を策定しました。

2 計画の位置付け

第2次宇治市図書館事業計画は、図書館法第7条の2に規定された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」における事業計画にあたるものです。また、市政の最上位計画である宇治市第6次総合計画や教育部門の上位計画である宇治市第2次教育振興基本計画における、生涯学習分野の部門別計画として位置づけられるものです。

本計画の策定にあたっては、総合計画、教育振興基本計画の他、関連する計画である子どもの読書活動推進計画等との整合を図っています。

3 計画期間

宇治市第6次総合計画第1期中期計画の計画期間と同じ、2022(令和4)年度から2025(令和7)年度までの4年間とします。

4 宇治市図書館を取り巻く状況

1 立地環境

本市は中央図書館・東宇治図書館・西宇治図書館の3館でサービスを提供していますが、図書館から地理的に遠い地域があり、公共交通アクセスに課題があります。そのため、市内6か所の公共施設等で予約図書の貸出を行う予約図書配本サービスや京都市との相互利用に加えて、2021(令和3)年から予約図書配本所及び市役所に館外返却ポストを設置するなど利用者の利便性向上を図ってきました。

しかし、2021(令和3)年度に実施した市民ニーズ調査において、図書館を利用しない理由として「距離的に遠いこと」、「交通の便が悪いこと」が上位に挙がっており、さらなる利便性の向上が求められています。

2 資料

宇治市図書館の蔵書冊数は2020(令和2)年度末現在約327千冊となっています。2019(令和元)年度末の市民一人あたり蔵書冊数は1.74冊であり人口150~200千人規模の市の平均を大きく下回っています。しかし、蔵書収蔵スペースが限られているため蔵書冊数を増加させることができないため、収蔵スペースの確保とともに、蔵書の適切な管理・更新が求められています。

また、ICTを活用した非来館型サービスとして、2021(令和3)年より電子図書館サービスを開始し、来館しなくても読書を楽しめる環境を整備しましたが、まだ多くの電子書籍を提供できる状況ではなく、蔵書の充実が求められています。

一方、オンラインデータベース等のデジタル資料の提供をできる環境にはないため、環境を整備する必要があります。

3 利用状況

2020(令和2)年度の市民一人当たりの貸出点数は3.27点となっており近年は減少傾向にあります。また、実質利用者数(2020(令和2)年度に貸出した登録者数)は、14,204人となり新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり市民の約8%に留まっています。年代別の利用傾向は、小学校低学年期の利用を最初のピークとして迎えた後は減少傾向となり、20~30歳代の利用は最も少なくなっています。このことから図書館を利用していた小学生が中高生となり部活動や習い事等で利用が減少し、その後の読書習慣が回復していないことが推測できます。さらに、子育て期に利用は増加しますが、その終了により利用は減少します。その後は、時間にゆとりができるシニア世代において利用が増加しています。

また、利用者からの相談に応じるレファレンスサービスは貸出と並ぶ図書館の重要サービスですが、周知不足等により十分に利用されていません。さら

に、インターネットの普及により、利用者の調査研究内容も専門化・高度化しています。そのため、職員はレファレンスに必要な専門知識や質問内容を的確に把握し、回答するコミュニケーション能力を習得する必要があります。

4 環境整備

図書館においてインターネットを利用できる端末は各館1台であり、ICTを活用できる環境整備が強く求められています。2021(令和3)年に実施した市民アンケート及び利用者アンケートでは「無料Wi-Fiが使える場所」を望む意見が最も多く、次いで「CD・DVD・カセットなどを視聴できる環境」や「インターネットが利用できる環境」が多くなっています。

また、今後も人口減少や少子高齢化の一層の進行等により、厳しい財政状況が見込まれる中で、多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、より効果的・効率的に図書館を運営していく必要があります。

5 宇治市図書館事業計画の取組状況

1 読む楽しさ、学ぶ喜びを創出する図書館

(1)取組状況

- 各年代のニーズに応じた図書館資料の充実に努めました。
- 乳幼児・児童向けには図書館や読書に親しむためのイベントや取組の充実を図り、青少年に向けては様々な本と出合うための取組を行った他、成人・高齢者向けには朗読会や図書館見学などを行い、昼間利用が困難な学生や社会人に向けては夜間イベントを開催しました。
- 知的好奇心や学習意欲を高めるための図書展示や企画事業を実施しました。従来の人を対象とした歴史講演会や講座などに加え、児童を対象とした科学実験教室や読書感想文の書き方教室など新たな取組を進め、様々な学習の機会の提供に努めました。
- 蔵書スペース上の制約により外国語図書を収集していませんでしたが、電子図書館サービスの導入に伴い外国語の電子書籍を揃えることができました。
- 他図書館との相互貸借等により、可能な限り利用者ニーズに応じるよう努めました。
- 小学校等の図書館見学の受入や中学校の職場体験学習の受入や、府立図書館学校支援セットの貸出や学校への団体貸出を行いました。また、学校図書館と市立図書館の連絡会を開催し意見交換を行いました。

(2)課題

- 読解力の低下やいわゆる「活字離れ」が見られるため、読書や学習を好まない子どもや成人への働きかけが必要です。幼少期から読書習慣を身につけるための取組や読書意欲の向上を図る取組の充実が課題となっています。
- 図書館を利用しにくい青少年や社会人の読書活動を支援するため、来館する必要のない電子図書館の充実が課題となっています。
- 青少年に向けた学習機会の提供、学校教育を終えた成人の学び直しを支援するための資料や情報の収集・提供を進める必要があります。
- 蔵書収蔵スペースが限られているため蔵書冊数を大きく増やすことはできていません。スペースの確保に努めるとともに、限られた収蔵能力を最大限に活用し適切に蔵書管理を行う必要があります。蔵書構成のバランスを保ち、資料収集と蔵書の更新を行うことが課題となっています。
- 子どもの読書活動の推進のため、学校図書館との連携が重要であり、市立図書館と学校図書館の取組について、相互に理解を深める必要があります。また、学校図書館だけでなく、学校現場との意見交換等を行う機会を設ける必要があります。

- ボランティアの高齢化や活動人数の減少等により、ボランティア活動の継続が難しくなっていることや、新型コロナウイルスの影響によりイベントの中止や規模の縮小が続く、図書館とボランティアが連携する機会が少なくなっています。

2 情報の拠点として地域を支える図書館

(1) 取組状況

- レファレンスサービスでは、所蔵する資料やインターネット情報を活用して信頼できる文献や情報を案内しています。
- インターネットを活用した情報収集のため、各館に1台ずつの市民用パソコンを設置しています。また、インターネットサービスを実施していますが、ICT機器に馴染みのない利用者が多いためインターネット予約の利用率は約60%にとどまっています。さらに、こうした利用者を支援するための講座を実施しました。
- 関係部署との共催事業として子育て、医療、介護、福祉等に関する講座やイベントを実施しました。また、庁内各課の行政課題の解決や市職員のスキルアップを目的とした行政支援サービスを実施しています。
- 課題解決支援サービスの一環として、認知症関連の本棚や子育て支援の本棚を設置しました。

(2) 課題

- インターネットの普及により、レファレンスの内容は高度化・多様化しており、レファレンス能力の向上が必要です。
- インターネット環境が十分に整備できていないため、電子書籍などのデジタル化資料を閲覧することが出来ません。
- 誰もがインターネットを活用できるよう支援し、情報活用能力の向上と情報格差の解消に取り組む必要があります。
- 地域の課題解決を支援するため、資料収集や相談業務の充実が課題です。また、庁内各課の行政課題を解決するため、関連図書の展示貸出し、共催事業の実施、サービスの周知などに努めるとともに、図書館職員が行政施策や課題についての理解を深める必要があります。

3 地域文化を未来につなぐ図書館

(1)取組状況

- 地域資料や行政資料の収集を行っています。
- お茶に関連した資料や源氏物語に関する資料を積極的に収集し、中央図書館・東宇治図書館では源氏物語コーナーを設けています。
- 源氏物語講座や宇治の歴史を学ぶ講演会などを実施し、分館には宇治に関する資料を収集した「宇治コーナー」を設置しました。

(2)課題

- 歴史・文化のみならず、産業や地域行事など、地域に関する様々な資料を収集し長期的に保存する必要があります。また、地域資料や行政資料の保存基準を設けるなど適切な管理が課題となっています。さらに、これら資料の活用を促進するために、市民の認知度を高めるための広報や、長期的に保存するための環境整備が課題となっています。
- 宇治に関する資料を幅広く体系的に収集し、多くの市民に活用してもらえるよう分かりやすく配架する必要があります。また、今後は宇治に関する歴史、文化、産業などについて学習する機会を充実する必要があります。

4 誰もが利用しやすい図書館

(1)取組状況

- 市内3図書館に加え公共施設等の窓口で予約図書の貸出ができる予約図書配本サービス、京都市図書館との相互利用を実施しています。
- 配本所及び市役所への館外返却ポストの設置や、山間部の小学校での出張おはなし会、地域・子ども文庫等への団体貸出しを行う他、電子図書館サービスを導入し、図書館利用が困難な利用者へのサービスの充実を図っています。
- 障害者サービスでは、視覚障害のある人を対象とした大活字本の収集、デイジー図書(※4)の郵送貸出、リーディングボランティアの協力による「声の図書館だより」の作成・送付などを実施しました。また、障害のある人全般を対象に図書の郵送貸出サービスやLLブック(※5)の収集などを行っています。
- 外国語サービスは外国語絵本の貸出と英字新聞の配架、多言語のおはなし会を実施しました。また電子図書館サービスの導入に伴い、外国語の電子書籍を導入しました。
- 図書館についての広報は、市広報紙やホームページの他、図書館 Facebook や図書館 LINE により情報発信の強化を図りました。
- 適正な図書の管理のため、予約数の上限、延滞者への貸出停止などのルールを設けました。

- 夜間イベントや屋外スペースを利用したイベントを開催し、普段、図書館を利用していない人の利用促進を図っています。
- 図書館ボランティアサークルに活動機会や活動場所を提供しました。また、NPO 法人との共催事業を実施しています。

(2)課題

- 図書館の貸出冊数は減少傾向にあり、昨年度も新型コロナウイルスの影響により図書館利用を控える人が増えています。図書館の実質利用者は市民の約1割にすぎず、特に15～35歳の利用率が低くなっています。
- 図書館や配本所を利用しにくい地域があるため、配本所等のサービス拠点の増設が求められています。また、各種の手続きを行うためには来館が必要となっていることが課題となっています。
- 様々な理由により来館することが困難な人へのアウトリーチサービス（※6）や、各種の手続きを郵送やインターネットで行う等、非来館型サービスの充実が課題となっています。
- 障害のある人や外国語を母語とする人など、配慮が必要な人を対象としたサービスの充実が課題となっています。
- 新たな図書館づくりを進めるため、専門的な知識や技術を持つ市民やNPOと連携した事業の充実が課題となっています。

5 人とともに成長する図書館

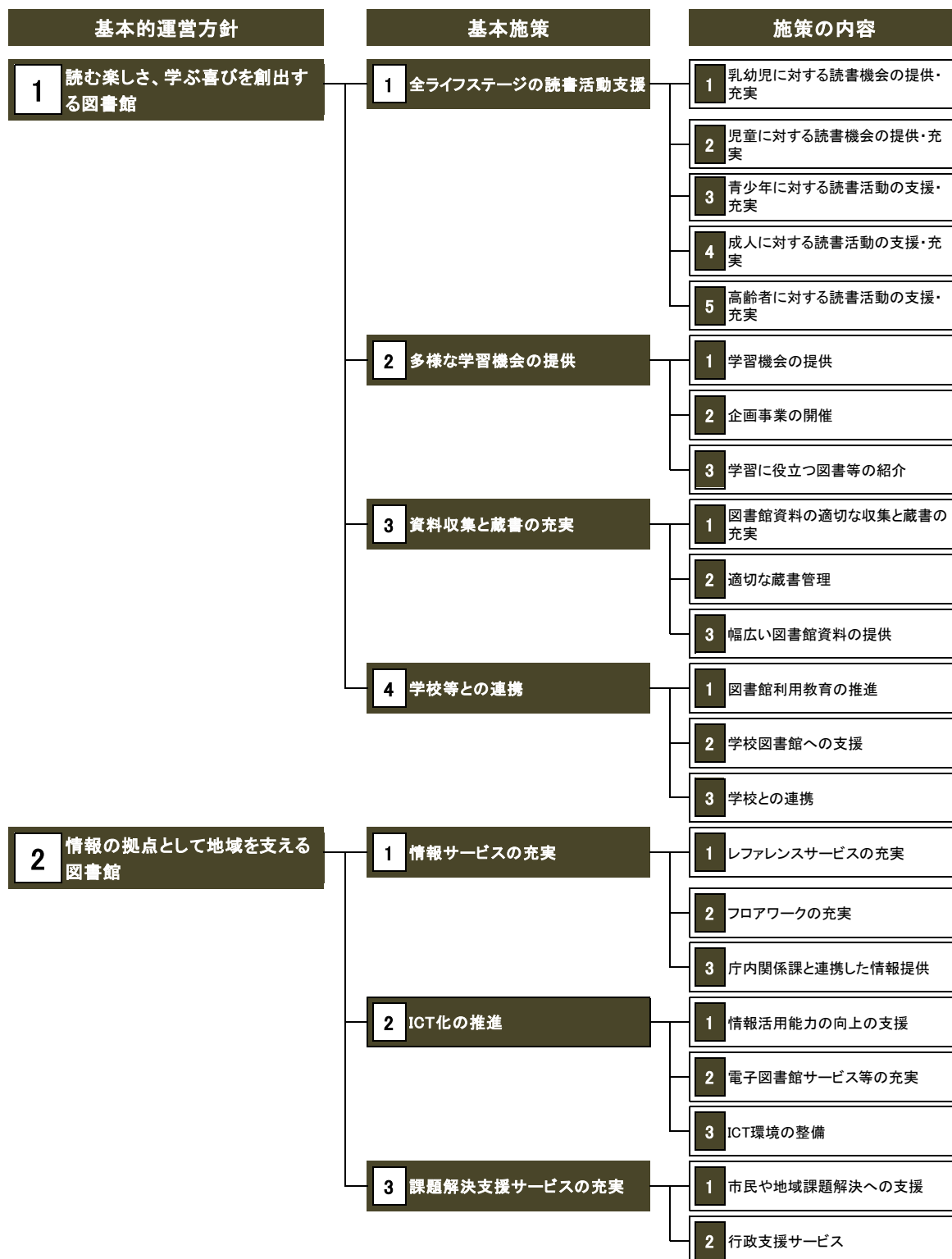
(1)取組状況

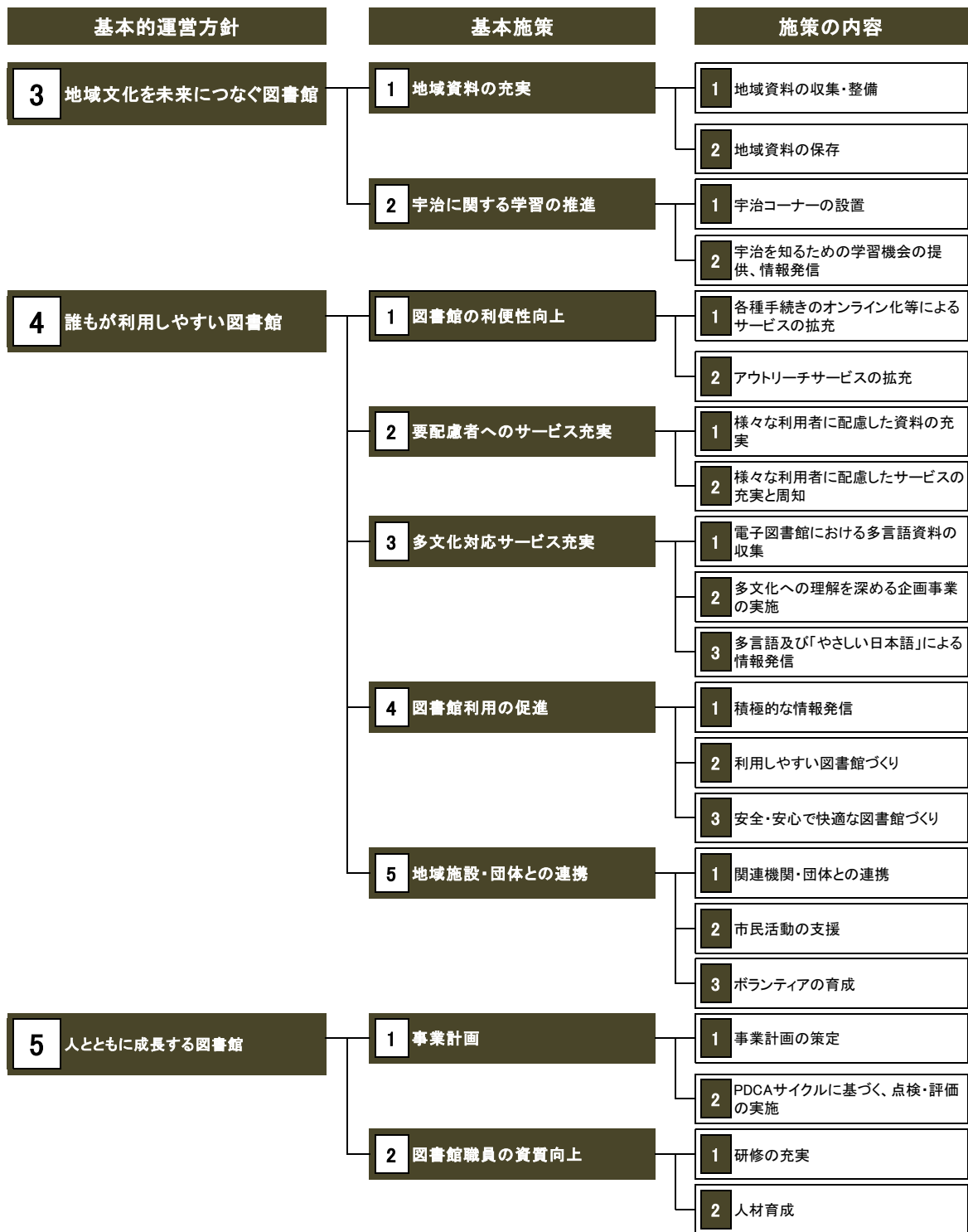
- 第1次事業計画に基づく取組を実施し、図書館サービスの向上に努めています。
- 研修機会を増やし、3館合同会議等によりサービスの平準化や情報共有に努めています。

(2)課題

- 事業の点検と評価を行い、業務改善に努めていますが、青少年向けのサービスや地域文化に関する取組などは次期計画においても取り組みを進める必要があります。
- 研修機会は増えていますが、専門性の高い業務についての内部研修は今後の課題となっています。さらに、新たな業務に関するマニュアル作成や従来の業務の見直しなどにより、図書館職員のさらなる資質向上を図る必要があります。

6 施策体系図





7 基本施策と具体的な取組

1 読む楽しさ、学ぶ喜びを創出する図書館

(1) 全ライフステージの読書活動支援

引き続き、乳幼児から高齢者までの全ライフステージに応じた図書館資料の充実に努めるとともに近年、世界で取り組まれているSDGsや、VUCAの観点を意識した図書の展示やコーナー設置、企画等を積極的に実施し、図書館から発信していきます。

また、パソコン・スマートフォンの普及やライフスタイルの変化などによる「活字離れ」に対し、幼少期から読書習慣を身に着けるきっかけとなる取組や読書意欲を高める取組を進め、家庭で読書を楽しむ「家読」の活動を推進します。

また、特に図書館を利用する機会の少ない青少年を対象とした取組に努めるとともに今後は紙媒体の図書だけでなく電子書籍やデジタル資料の充実を図り、生涯にわたる読書活動を支援します。

施策の内容

- ①乳幼児に対する読書機会の提供・充実
- ②児童に対する読書機会の提供・充実
- ③青少年に対する読書活動の支援・充実
- ④成人に対する読書活動の支援・充実
- ⑤高齢者に対する読書活動の支援・充実

具体的な取組

(全般)

- おはなし会や講演会等の企画事業の実施
- 出張おはなし会やオンライン講座等の非来館型企画事業の実施
- 各世代に向けたテーマ図書展示の実施

(乳幼児)

- 市が実施するブックスタート事業への協力
- 乳幼児と保護者を対象とした取組の実施
(赤ちゃんタイム、赤ちゃんおはなし会等)
- 乳幼児のためのブックリスト等の作成

(児童)

- 児童に図書館に親しんでもらう取組の実施
(子ども司書体験、ぬいぐるみのおとまり会等)
- 児童のためのブックリスト等の作成
- 「どくしょつうちょう」の配布

(青少年)

- ティーンズコーナーの充実
- 青少年向けのブックリストの作成
- 青少年の興味・関心の高いテーマの電子書籍の収集

(成人)

- ビジネスパーソンが参加しやすい夜間イベントの実施
- 子育て期間の保護者等の読書活動を支援するイベントの実施
(「赤ちゃんタイム」や「赤ちゃんおはなし会」)

(高齢者)

- 大活字本の収集
- 高齢者向け紙芝居の収集
- インターネットやスマートフォンの活用を支援する取組
(電子図書館やスマートフォンの使い方講座)

(2) 多様な学習機会の提供

利用者の全ライフステージにわたる学習活動を支援するため、図書館資料の充実に努めています。また、読書意欲を促すため、テーマ展示の常時開催や学習機会となる講座・講演会等の企画事業を実施しています。

成人・高齢者向け企画事業は利用者のニーズを踏まえながら、多様な企画を提供する必要があります。さらに今後は雇用形態の変化や人工知能をはじめとした最新の技術に対応するため、リカレント教育(※7)を支援する資料の充実や環境整備等を実施します。

施策の内容

- ① 学習機会の提供
- ② 企画事業の開催
- ③ 学習に役立つ図書等の紹介

具体的な取組

- 利用者の知的好奇心や学習意欲を刺激するテーマ図書展示の充実
- 講座・講演会・朗読会等の企画事業の開催
- 庁内の他部局や専門機関等と連携した幅広い分野に関する講座の開催
- 京都文教大学・短期大学図書館との連携を充実

(3) 資料収集と蔵書の充実

利用者のニーズに応じて幅広く図書館資料を収集していますが、蔵書スペースに限りがあるため蔵書冊数を大きく増やすことが困難となっています。

今後は、蔵書収蔵スペースの確保に努めるとともに、限られた収蔵スペースの中で適切に蔵書管理を行いながら、新しい資料へ更新を図ることが必要です。

資料の更新にあっては、ダイバーシティやバリアフリー・アクセシビリティ（※8）等の視点を積極的に取り入れるよう努めます。また、電子書籍の充実を図ります。

施策の内容

- ①図書館資料の適切な収集と蔵書の充実
- ②適切な蔵書管理
- ③幅広い図書館資料の提供

具体的な取組

- 収集方針、選書基準の見直し
- 図書資料の適切な更新
- 蔵書収蔵スペースの確保
- 他図書館との相互貸借と相互利用の推進
- 幅広いジャンルの電子書籍の収集
- 雑誌スポンサー制度の導入による雑誌の充実
- 図書館独自の歳入確保につながる取組の検討

(4) 学校等との連携

小学校等の図書館見学の受入や中学校の職場体験学習の受入、学校への団体貸出等の他、学校図書館と市立図書館の連絡会により意見交換を行っています。

今後は、図書館への理解を深めてもらい子どもの読書活動を推進するため、学校図書館だけではなく学校との連携を進めます。

また、小学3年生以上の市立小中学生に電子図書館利用者IDを付与し、学校と連携して電子図書館の活用を進めます。

施策の内容

- ① 図書館利用教育の推進
- ② 学校図書館への支援
- ③ 学校との連携

具体的な取組

- 学校等からの図書館見学・職場体験の受入
- 学校等への団体貸出や、府立図書館の学校支援セットの貸出
- 電子図書館学校連携事業の実施
- 市立図書館と学校図書館連絡会の開催
- 宇治市子どもの読書活動推進委員会と連携
- Uji ふれあい教室へ通う不登校児童生徒への読書活動推進
- 府立支援学校での出張おはなし会の実施
- コミュニティ・スクールとの連携

2 情報の拠点として地域を支える図書館

(1) 情報サービスの充実

高度で複雑な情報社会に適応できる新しいレファレンスツールの導入や、図書館職員のレファレンス能力の向上につながる取組を行います。また、利用者が気軽に質問や相談ができるようフロアワークの充実を図ります。さらには、庁内各課の実施事業やイベント等の情報を提供します。

施策の内容

- ①レファレンスサービス（※9）の充実
- ②フロアワークの充実
- ③庁内関係課と連携した情報提供

具体的な取組

- 図書館職員のレファレンス技術の向上
- レファレンス事例の記録と共有
- レファレンスブックの充実
- デジタルレファレンスツールの導入
- レファレンス研修への参加

(2) ICT化の推進

ポストデジタル社会において、図書館のデジタル化は喫緊の課題であり、紙媒体とデジタル媒体を組み合わせ利用できるハイブリッド図書館を目指す必要があります。また、ICT機器を活用できる人とできない人には情報格差が生じているため、情報活用能力の向上を支援し、情報格差の解消に努めます。

施策の内容

- ①情報活用能力の向上の支援
- ②電子図書館サービス等の充実
- ③ICT環境の整備

具体的な取組

- 電子図書館サービスの充実
- 国会図書館デジタル資料閲覧サービスの導入
- 館内Wi-Fi環境やマルチメディア閲覧コーナーの整備
- スマートフォンや電子図書館の使い方講座の実施
- 講演会等のオンライン配信の検討

(3) 課題解決支援サービスの充実

収集資料やレファレンスサービスを通じて課題解決支援を図ります。市民の関心が高い課題や市民生活に影響を及ぼす地域課題を把握し、テーマ別の

特集棚の設置やブックリストの作成などに努めるほか、庁内担当課や関係機関と連携・協力し、地域や市民に役立つ情報発信に取り組めます。

また、庁内各課の行政課題の解決や職員のスキルアップを目的とした行政支援サービスの充実を図ります。

施策の内容

- ①市民や地域課題解決への支援
- ②行政支援サービス

具体的な取組

- 庁内担当課や関係機関と連携した情報発信や企画事業の取組
- 行政課題やスキルアップに必要な資料の収集、リストの作成、貸出
- テーマ別特集棚の設置
- テーマに応じたブックリストの作成と周知

3 地域文化を未来につなぐ図書館

(1) 地域資料の充実

郷土資料・行政資料については、歴史・文化などに関する地域にとって価値のある資料や出版数の極めて少ない資料をはじめ、国、府、市など行政が発行する資料を収集・提供しています。特に、お茶や源氏物語に関する資料は積極的に収集するとともに、源氏物語コーナーを設け、来館者への周知に努めています。

今後は、歴史・文化にとどまらず、本市の産業や地域行事など多分野にわたる資料を収集し保存する必要があります。また、収集した資料の活用を促進するためわかりやすい配架に努め、市民が歴史・地域文化・伝統に触れる機会を確保するとともに、将来世代に貴重な資料や情報を受け継いでいくため、資料のデジタルアーカイブ化等を検討します。

施策の内容

- ①地域資料の収集・整備
- ②地域資料の保存

具体的な取組

- 地域資料・行政資料の適切な収集・管理及び長期保存
- お茶と源氏物語に関する資料の重点的な収集
- 歴史資料館と連携した資料の効果的な活用や取組
- ICTを活用したデジタルアーカイブ化の検討

(2) 宇治に関する学習や研究の支援

本市の小中学校の特色ある教育活動である「宇治学」に活用するための参考資料の収集と、「宇治学」の特色である探究的な学びを支援するため「宇治学」の学習推進に向けた取組を検討します。また、「宇治学」に活用するための資料を有効に活用してもらうため、わかりやすい配架、ブックリストの作成、情報発信を行います。

施策の内容

- ①宇治コーナーの設置
- ②宇治を知るための学習機会の提供、情報発信

具体的な取組

- 宇治を知るための資料を揃えた宇治コーナーの設置
- 宇治を知るための教室などの実施
- 宇治学に参考となる資料の収集
- 宇治学に関連するブックリストの作成
- 宇治に関する学習や研究の支援

4 誰もが利用しやすい図書館

(1) 図書館の利便性向上

図書館が遠い、開館時間内に来館できない、乳幼児を連れての利用が難しい、施設に入所しているなど、様々な理由で図書館を利用したくても利用できない人がいます。そのため、アウトリーチサービスや非来館型サービスの充実を図り、各種手続きのオンライン化を進めるとともにサービス拠点の増設を検討するなど利便性の向上を図ります。

施策の内容

- ①各種手続きのオンライン化等によるサービスの拡充
- ②アウトリーチサービスの拡充

具体的な取組

- 電子図書館サービスの充実
- 京都市図書館との相互利用
- 手続きの簡素化など、利用しやすい環境の整備
- 予約図書配本所等のサービス拠点の増設の検討
- 適切な開館日数や開館時間の検討
- 外部施設での貸出券の発行申込・返却図書の受付等の検討
- 病院や施設等への団体貸出の検討
- 図書郵送サービス（有料）導入の検討
- 公共施設の返却ポスト増設の検討
- 出張貸出の検討

(2) 要配慮者へのサービス充実

視覚障害者を対象として、大活字本・点字図書の収集貸出、デイジー図書の郵送貸出、リーディングボランティアの協力による「声の図書館だより」の毎月発行などのサービスを実施しています。また、障害者全般を対象としたサービスは図書郵送サービスやLLブックの収集などを行っています。障害者差別解消法や障害者読書バリアフリー法に基づき、様々な障害のある人を対象としたサービスの充実を図ります。さらに、図書館職員が法や施策について理解を深める必要があります。

施策の内容

- ①様々な利用者に配慮した資料の充実
- ②様々な利用者に配慮したサービスの充実と周知

具体的な取組

- 障害の内容に応じた資料の収集
(大活字本、LLブック・字幕付きDVD等)
- 電子書籍の収集

- 視覚障害者に対する声の図書館だよりの送付
- 視覚障害者に対する対面朗読の実施
- 視覚障害者に対する CD ブックの点字リストの設置
- 視覚障害者に対する点字図書・デージー図書等の郵送貸出の実施
- リーディングボランティアの研修の実施
- 障害者を対象に図書郵送サービスの実施
- 関係課と連携した企画事業の実施
- 関係機関・施設へ出張おはなし会の実施
- 視覚障害者専用電子図書館サービスの実施
- バリアフリー映画上映会等の企画事業の実施の検討

(3) 多文化対応サービスの充実

多言語による図書の収集は行っていませんが、電子図書館サービスの開始に伴い、多言語による電子書籍の提供を行っています。また、外国語絵本コーナーの設置、英字新聞の配架を行っています。その他、多文化交流事業や外国語のおはなし会を実施しています。今後は、多言語による電子書籍の充実に努めるとともに、外国語を母語とする人へのサービスの充実に検討します。

施策の内容

- ①電子図書館における多言語資料の収集
- ②多文化への理解を深める企画事業の実施
- ③多言語及び「やさしい日本語」による情報発信

具体的な取組

- 外国語絵本・英字新聞の収集
- 多言語によるおはなし会の実施
- 多様な文化に触れる講座やイベントの実施
- 多言語による電子書籍の充実
- 多言語・「やさしい日本語」によるホームページや館内案内等の検討
- 外国語を母語とする人を社会的サービスに繋げるための情報発信

(4) 図書館利用の促進

近年、図書館の貸出冊数は減少傾向にあります。今後もこうした傾向は続く予測されます。また、1年間に1冊以上の図書等の貸出を行う利用者は人口の約1割足らずであり、特に若年層の利用率は極めて低くなっています。

より多くの市民に図書館を利用してもらうために、市広報紙やホームページ、図書館 Facebook、図書館 LINE による積極的な情報発信に努めます。また、限られたスペースを有効活用し、快適な時間を過ごせる安全・安心な空

間づくりや利用者が親しみやすい雰囲気づくりに努めます。さらに、蔵書の充実や社会人が来館しやすい時間帯のイベントの実施などにより利用促進を図ります。

今後は、来館を促す取組だけではなく、様々な理由により来館することが困難な人を対象とした非来館型サービスの充実に取り組みます。

施策の内容

- ①積極的な情報発信
- ②利用しやすい図書館づくり
- ③安全・安心で快適な環境整備

具体的な取組

- あらゆる媒体を利用した図書館サービスの周知
- 市図書館 LINEをはじめ SNS を活用した情報発信の強化
- 利用者にわかりやすい資料配架や館内案内
- フロアワークの充実など、気軽に声かけができる環境づくり
- 図書除菌機やパーティション、ソーシャルディスタンスの確保による適切な感染症対策の実施
- 夜間イベントの実施

(5) 地域施設・団体との連携

図書館ボランティアサークルに活動場所を提供する他、NPO 法人との共催事業を実施しています。また、地域家庭文庫に団体貸出を行い地域における子どもの読書活動の推進を支援しています。

施策の内容

- ①関連機関・団体との連携
- ②市民活動の支援
- ③ボランティアの育成

具体的な取組

- 京都文教大学・京都文教短期大学との連携の推進
- おはなし会等の活動機会の提供
- ボランティア活動をしている人、ボランティアに関心のある人を対象とする研修会の実施
- 市民サポーター制度の導入の検討
- 市民のアイデアを活かした企画事業の開催の検討

5 人とともに成長する図書館

(1) 事業計画

社会の情報化や技術革新によるライフスタイルやワークスタイルの変化、市民ニーズの多様化などにより、図書館に対するニーズは変化しています。また、厳しい財政状況やウィズコロナ・ポストコロナを見据え、効果的で効率的な図書館運営を行い、市民とともに成長する図書館を目指す計画とします。

施策の内容

- ①事業計画の策定
- ②PDCA サイクルに基づく、点検・評価の実施

具体的な取組

- 実施計画を策定し、達成状況についての点検評価
- 計画期間毎に利用者アンケートを実施
- 災害時等非常時における図書館サービスのあり方の検討

(2) 図書館職員の資質向上

質の高い図書館サービスを提供していくためには、長期的な視野に立ち、図書館運営を担う人材を育成する必要があります。また、図書館職員としての専門性を深めるとともに、行政職員としての資質向上を図ります。

施策の内容

- ①研修の充実
- ②人材育成

具体的な取組

- 研修計画に基づく研修の実施
- オンライン等を活用した外部研修への参加
- 定期的な職場会議や職場内研修の実施
- 関係法令等の習得
- 業務マニュアルの見直し
- 専門性の高い業務の継承
- 3図書館合同研修によるサービスの平準化

8 取組の指標

	<u>現状値</u>	<u>目標値</u>
	<u>2020(令和2)年度</u>	<u>2025(令和7)年度</u>
蔵書更新率	5.2%	5.5%
インターネット予約件数	64,522 件	70,000 件
電子図書館申込者数 (※1)	2,242 人	5,000 人
図書館外でのイベント等 実施回数 (※2)	15 回	28 回
館内の利用しやすさに 関する満足度	53.2%	55.0%
研修参加人数 (※2)	68 人	113 人

(※1) 小中学生専用カードを除く

2021(令和3)年3月開始のため、2022(令和4)年1月末現在の登録者を実績値としている

(※2) 2019(令和元)年度実績

資料Ⅰ 用語解説

- ※1 ダイバーシティ
個人のさまざまな違いを包摂し多様性を生かし価値を創造すること
- ※2 SDGs
持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標
- ※3 Society5.0
狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿
- ※4 デイジー図書
視覚障害者や通常の印刷物を読むことが困難な人のためのデジタル録音図書のこと。
- ※5 LLブック
スウェーデン語で「やさしく読める」を意味する Lattlast の略語。様々な理由で文字を読む・理解することが困難な方でも読みやすい本のこと。
- ※6 アウトリーチサービス
これまでの図書館サービスが及ばなかった人々や地域に対して、サービスを広げていく活動。
- ※7 リカレント教育
「リカレント（recurrent）」とは、「繰り返す」「循環する」という意味で、リカレント教育とは、学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。
- ※8 アクセシビリティ
機器やソフトウェア、システム、情報などが身体の状態や能力の違いによらず様々な人から同じように利用できる状態やその度合い。
- ※9 レファレンスサービス
利用者の調べものや探しものの相談等に対して、必要な情報・資料を探す手助けや提供すること。

資料 2

図書館法（昭和52年4月30日法律第118号）

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法

律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

（図書館の補助）

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 (略)

資料3 宇治市図書館利用者アンケート結果（抜粋）

1. 利用者アンケートの実施について

(1) 調査目的

第2次宇治市図書館事業計画を策定するにあたり、利用者のニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、利用者アンケートを実施した。

(2) 調査概要

①調査対象 中央・東宇治・西宇治図書館の概ね18歳以上の来館者

②調査方法 館内配布による無記名アンケート方式

③調査期間 2021(令和3)年7月1日(木)から7月15日(木)回収分まで有効

(3) 回答者数

	回答者数	割合
中央図書館	525	51%
東宇治図書館	253	24%
西宇治図書館	255	25%
合計	1,033	

(4) 回答者属性

年齢別割合

年齢	回答者数	割合
20歳未満	35	3.4%
20歳代	31	3.0%
30歳代	117	11.3%
40歳代	205	19.9%
50歳代	148	14.3%
60歳代	178	17.2%
70歳代	253	24.5%
80歳以上	59	5.7%
無回答	7	0.7%
計	1,033	

住所地別割合

地域	六地蔵	木幡	平尾台	五ヶ庄	菟道	羽戸山	志津川	明星町
回答者数	4	134	5	103	55	21	0	20
地域	宇治	琵琶台	折居台	天神台	白川	神明	羽拍子町	南陵町
回答者数	173	26	38	13	2	32	10	20
地域	槇島町	小倉町	伊勢田町	安田町	開町	広野町	寺山台	大久保町
回答者数	25	87	88	0	7	100	4	34
地域	炭山・笠取・二尾・池尾		京都市	他の市町村	無回答	合計		
回答者数	2		12	12	6	1,033		

2. 調査結果（抜粋）

・図書館を利用される主な理由について（複数回答）

利用する主な理由	回答数	割合
図書等の貸出や返却のため	885	85.7%
予約・リクエストの申込みや受取りをするため	14	1.4%
調べものや学習・研究のため	24	2.3%
本や雑誌、新聞等を館内で閲覧するため	11	1.1%
その他	1	0.1%
無回答	98	9.5%
合計	1,033	

・宇治市図書館が実施しているサービスについて（複数回答）

	知っている	利用している	満足している
CD・DVDの貸出ができる	733	92	23
幼児・児童を対象としたおはなし会やイベントを行っている	641	40	23
大活字本の貸出ができる	582	22	14
インターネットで本の予約ができる	529	232	181
外国語絵本の貸出ができる	495	27	17
イベントや時事などテーマに沿った本の展示・貸出を行っている	472	67	41
予約した本を最寄の配本所で受取り、返却ができる予約図書配本サービスを行っている	466	110	71
図書館の本の複写ができる	465	48	24
市図書館に所蔵のない本などを府立図書館や他市町村図書館から取り寄せることができる	445	177	101
本を探す、調べものをお手伝いする、いわゆるレファレンスサービスを行っている	430	70	40
図書館で借りた本を市役所や公共施設等の返却ポストに返却できる	423	86	43
館内でインターネットの利用ができる	405	43	24
宇治市民が京都市図書館を利用できる相互利用を行っている	404	80	50
成人を対象とした講演会や各種講座を行っている	358	21	13
電子図書館サービスを行っている	354	59	28
目の不自由な方に対面朗読や録音図書の貸出を行っている	319	5	10
LINE を利用した情報発信を行っている	307	72	25
市図書館の貸出券提示により、京都文教大学図書館への入館と本などの閲覧ができる	221	1	8
Facebook を利用した情報発信を行っている	192	9	8

認知度では「CD・DVDの貸出ができる」「幼児・児童を対象としたおはなし会やイベントを行っている」「大活字本の貸出ができる」が多い。

利用度、満足度では「インターネットで本の予約ができる」、「市図書館に所蔵のない本などを府立図書館や他市町村図書館から取り寄せることができる」、「予約した本を最寄の配本所で受取り、返却ができる予約図書配本サービスを行っている」が多い。

・追加・充実してほしいサービスについて（3つまで回答可）

サービス	回答者数	割合
本等の図書館資料の充実	329	22.8%
貸出期間を長くする	218	15.1%
開館時間を延長する	164	11.3%
検索システム	113	7.8%
貸出点数を増やす	105	7.3%
予約点数を増やす	86	5.9%
開館日数を増やす	65	4.5%
高齢者に対するサービス	65	4.5%
講座・相談会等	49	3.4%
電子図書館サービス	47	3.3%
乳幼児とその保護者へのサービス	35	2.4%
児童・青少年に対するサービス	32	2.2%
図書館職員の専門性	21	1.5%
障害のある方へのサービス	16	1.1%
図書の有料配達サービス	13	0.9%
デジタルサービス（商用データベースの利用）	12	0.8%
図書館ボランティアの活動支援	11	0.8%
就労支援、行政支援等課題解決に向けたサービス	9	0.6%
外国人に対するサービス	0	0.0%
その他	56	3.9%
合計	1,446	

「本等の図書館資料の充実」「貸出期間を長くする」「開館時間を延長する」、「検索システム」の順に多い。

・追加・充実してほしい環境・設備について（3つまで回答可）

環境・設備	回答者数	割合
無料 Wi-fi が使える場所	255	23.0%
C D ・ D V D ・ カセットなどを視聴できる環境	187	16.8%
インターネットが利用できる環境	132	11.9%
子どもに読み聞かせができる場所	95	8.6%
わかりやすい館内表示	90	8.1%
照明・トイレ・バリアフリーなどの館内の設備	90	8.1%
地域の情報を交換できるような場所	89	8.0%
持ち込みのパソコン等が使える環境	88	7.9%
団体やグループが利用できる場所	36	3.2%
その他	49	4.4%
合計	1,111	

「無料 Wi-fi が使える場所」を望む回答が23%と最も多く、「C D ・ D V D ・ カセットなどを視聴できる環境」が16.8%、「インターネットが利用できる環境」11.9%と続き、ICT 機器や AV 資料が充実した環境を望む回答が多かった。前回の調査では、「デジタル化資料、電子書籍、商用データベースなどの閲覧サービス」が3.8%であり、ICTに対応した環境の整備を望む回答が増えている。

・今後、図書館で取り組んでほしい行事・イベントについて（3つまで回答可）

行事・イベント	回答者数	割合
読書会	151	17.3%
インターネット・スマートフォンなどの使い方講座	148	17.0%
法律・司法手続の相談会・講座	104	11.9%
医療・福祉の相談会・講座	96	11.0%
電子図書館の使い方講座	88	10.1%
子育て・教育の相談会・講座	80	9.2%
ブックトーク	73	8.4%
ボランティアのための研修会・講座	62	7.1%
ビジネス支援の相談会・講座	31	3.6%
ビブリオバトル	24	2.8%
その他	16	1.8%
合計	873	

前回の調査では「健康・医療、福祉等の相談会・講座」を望む回答が最も多かったが、今回は前回2位の「読書会」の回答が最も多い。また、「インターネット・スマートフォンなどの使い方講座」が2番目に多くなっている。「電子図書館の使い方教室」も回答が多く、ICT 機器に関する講座を希望する回答が多い。

・図書館の満足度について

感想	満足	やや満足	やや不満	不満
図書館の雰囲気・居心地	558	303	36	3
	62.0%	33.7%		
館内の利用しやすさ	474	369	43	5
	53.2%	41.4%		
館内表示や書架表示	355	394	108	2
	41.3%	45.9%		
イベントのお知らせなどの広報・ 情報提供	288	425	63	2
	37.0%	54.6%		
職員の対応	614	261	16	2
	68.8%	29.2%		

「職員の対応」、「図書館の雰囲気・居心地」は60%、「館内の利用しやすさ」は50%を超えていることに比べると、「館内表示や書架表示」、「イベントのお知らせなどの広報・情報提供」はやや低くなっている。

資料4 宇治市図書館市民ニーズ調査結果（抜粋）

1. 市民ニーズ調査の実施について

(1) 調査目的

第2次宇治市図書館事業計画を策定するにあたり、市図書館に対する市民ニーズを的確に把握し計画の基礎資料とするために実施した。

(2) 調査概要

- ①調査対象 満18歳以上の市民2,000人
(2021(令和3)年6月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出)
- ②調査方法 郵送による無記名アンケート方式
- ③回答方法 郵送又はオンラインにより回答
- ④調査期間 2021(令和3)年6月23日(水)～7月15日(木)

(3) 回答者数

回答者数	回答率
696 (内オンライン回答66件)	34.8%

(4) 回答者属性

年齢別割合

年齢	回答者数	割合
20歳未満	22	3.2%
20歳代	50	7.2%
30歳代	61	8.8%
40歳代	104	14.9%
50歳代	119	17.1%
60歳代	103	14.8%
70歳代	149	21.4%
80歳以上	79	11.4%
無回答	9	1.3%
計	696	

2. 調査結果（抜粋）

・宇治市図書館の利用頻度

利用頻度	回答者数	割合
よく利用する	68	9.8%
たまに利用する	121	17.4%
過去に利用したことがある	321	46.1%
利用したことがない	178	25.6%
無回答	8	1.2%

アンケート対象者のうち「よく利用する人」は9.8%であり、「過去に利用したことがある」、「利用したことがない」と回答した人は71.7%であった。

・宇治市図書館を利用しない理由（複数回答）

理由	回答数	計	割合
図書館が家から遠い	79	214	60.3%
図書館への交通が不便	41		
図書館にどんな本があるかわからない	30		
図書館へ行く時間がない	25		
高齢や病気のため行きにくい	19		
利用手続きが面倒である	9		
図書館に読みたい本がない	7		
図書館の開館時間が短い	4		
図書館の開館日数が少ない	0		
本や雑誌は購入する	63	126	35.5%
図書館へ行く必要性を感じない、興味がない	41		
電子書籍やウェブサイトの情報で事足りる	13		
他の図書館を利用している	9		
その他	15		
計	355		

何らかの理由で
図書館を利用
できない人

図書館を利用していないと回答した人の60.3%が、地理的、時間的、その他の要因で図書館を利用したくても利用できない人であり、利便性の向上に対するニーズがあることがわかる。

・図書館サービスの認知度（複数回答）

	知っている	特に必要
本の貸出ができる	578	318
新聞の閲覧ができる	489	141
本の予約やリクエストができる	427	300
幼児・児童を対象としたおはなし会やイベントを行っている	325	169
図書館の本の複写ができる	248	180
インターネットで本の予約ができる	239	267
本や情報を探す、いわゆるレファレンスサービスを行っている	236	164
イベントや時事などのテーマに沿った本の展示を行っている	219	106
図書館で不要となった本を市民に提供するリサイクル市を開催している	193	130
予約した本を近くの配本所で受取り、返却ができる予約図書配本サービスを行っている	169	197
インターネットの閲覧ができる	168	185
入手困難な本を府立図書館や他市町村図書館から取り寄せることができる	162	218
外国語絵本の貸出を行っている	155	93
図書館で借りた本を市役所や公共施設等の返却ポストに返却できる	148	208
目の不自由な方に対面朗読や録音図書の貸出を行っている	144	189
宇治市民が京都市の図書館を利用できる相互利用を行っている	131	171
成人を対象とした講演会や各種講座を行っている	111	100
図書の除菌ができる機械を設置している	100	238
地域・家庭文庫や学校などを対象とした団体貸出を行っている	87	94
出張おはなし会を実施している	84	70
どくしょつうちょうを配布している	71	53
LINE を利用した情報発信を行っている	60	84
電子図書館サービスを行っている	60	140
宇治市図書館の貸出券を提示すれば、京都文教大学図書館に入館・閲覧ができる	44	112
Facebook を利用した情報発信を行っている	41	56

「本の貸出ができる」、「本の予約やリクエストができる」、「新聞の閲覧ができる」といった基本的なサービスに次いで、「幼児・児童を対象としたおはなし会やイベントを行っている」、「イベントや時事などのテーマに沿った本の展示を行っている」などの事業も認知度が高い。

「入手困難な本を府立図書館や他市町村図書館から取り寄せることができる」、「図書館で借りた本を市役所や公共施設等の返却ポストに返却できる」、「図書の除菌ができる機械を設置している」については、認知度と比較して必要度が高い。

・追加・充実してほしいサービスなど（3つまで回答可）

	回答数	割合
本等の図書館資料の充実	159	13.2%
貸出期間	152	12.6%
高齢者に対するサービス	121	10.0%
開館時間を延長する	117	9.7%
検索システム	110	9.1%
電子図書館サービス	78	6.5%
開館日数を増やす	67	5.5%
障害のある方へのサービス	63	5.2%
乳幼児とその保護者へのサービス	59	4.9%
児童・青少年に対するサービス	45	3.7%
貸出点数	42	3.5%
講座・相談会等	34	2.8%
図書館職員の専門性	30	2.5%
図書の有料配達サービス	29	2.4%
デジタルサービス（商用データベースの利用）	26	2.2%
就労支援、行政支援等課題解決に向けたサービス	16	1.3%
図書館ボランティアの活動支援	15	1.2%
予約点数	12	1.0%
外国人に対するサービス	12	1.0%
その他	21	1.7%
合計	1,208	

図書館運営の基礎である「本等の図書館資料の充実」に対する要望が13.2%と最も高い。次いで、「貸出期間」、「高齢者に対するサービス」、「開館時間を延長する」が高い。

・追加・充実してほしい環境・設備（3つまで回答可）

	回答数	割合
無料 Wi-Fi が使える場所	256	22.3%
インターネットが利用できる環境	157	13.7%
持ち込みのパソコン等が使える環境	146	12.7%
照明・トイレ・バリアフリーなどの館内の設備	137	12.0%
CD・DVD・カセットなどを視聴できる環境	133	11.6%
子どもに読み聞かせができる場所	90	7.9%
わかりやすい館内表示	82	7.2%
地域の情報を交換できるような場所	81	7.1%
団体やグループが利用できる場所	47	4.1%
その他	17	1.5%
合計	1,146	

「無料 Wi-Fi が使える場所」、「インターネットが利用できる環境」、「持ち込みのパソコン等が使える環境」の回答数が多く、ICT環境の整備に対する市民のニーズが大きい。

